

○国土交通省告示第三百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年三月十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道333号改築工事（佐呂間防災・北海道常呂郡佐呂間町字中園地内から同町字栃木地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道常呂郡佐呂間町字中園及び字栃木地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道常呂郡佐呂間町字中園地内から北見市北陽地内までの延長5.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道333号改築工事（佐呂間防災）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道333号（以下「本路線」という。）は、旭川市を起点とし、北海道上川郡愛別町、同郡上川町、同道紋別郡遠軽町、同道常呂郡佐呂間町等を経て北見市に至る延長104.5kmの上川支庁管内と網走支庁管内を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、急峻な山間部を通過し、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足していない箇所が9箇所及び縦断勾配が5%を超える急勾配区間が全体の4割に及ぶとともに、地すべり地形が多数存在する脆弱な地層の地域を通過し、大雨等の異常気象時には地すべりや落石・崩壊のおそれがあることから、異常気象時通行規制区間に指定されており、連続雨量が50mmに達した場合又は震度3以上の場合には通行規制がなされている。ちなみに、平成17年4月から平成18年12月までの規制時間は計116時間にも及び、特に、平成18年10月の低気圧の影響による豪雨では、現道の橋台背面が洗掘される等の被害が発生し、その結果68時間に及ぶ通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能が阻害されている状況である。

網走支庁下においての本路線は、紋別港、網走港、釧路港の各物流拠点と北見市や遠紋地域間の物流経路としての役割を担うとともに、地域住民の日常生活を支える重要な路線であるが、現道が通行規制されると、有効な代替道路がないことから大きく迂回を強いられることになり、日常生活及び経済活動に多大な影響を及ぼすことになる。

本件事業の完成により、線形の良いバイパスが整備され、現道に存する異常気象時通行規制区間等を回避した通行が可能となることから、安全かつ円滑な交通を確保し、現道沿線地域の日常生活及び経済活動を支え、地域経済の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成18年11月に環境影響評価を任意に実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種に指定されているオオタカ、クマタカ及びハヤブサが確認されているが、それぞれ営巣は確認されていないこと、本件事業実施後も生息環境が広く残存することから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道に存する異常気象時通行規制区間の回避を主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、南側迂回案（以下「申請案」という。）のほか、現道活用案及び現況トンネル活用案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、地すべりや落石・崩壊の災害危険箇所をトンネルにより回避することができ、また地形の改変が最も少ないこと、施工時の通行規制を要せず現道交通への影響が最も小さいこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には異常気象時通行規制区間等が存在し、安全かつ円滑な交通を阻害していることから、できるだけ早期に異常気象時通行規制区間等の回避を図る必要があると認められる。

また、本路線沿道周辺の市町村の長からなる遠軽地区総合開発期成会より本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道常呂郡佐呂間町役場